

○飛騨市工事請負代金債権譲渡の承諾に係る事務取扱要綱

平成20年10月9日

告示第148号

(目的)

第1条 この告示は、市と工事請負契約を締結している請負者が事業協同組合等へ工事請負代金債権を譲渡し、当該譲渡債権を担保として事業協同組合等が請負者に融資を行うことを承諾する場合の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 工事請負契約 市が発注する建設工事請負契約をいう。
- (2) 請負者 工事請負契約を締結している中小・中堅元請建設業者をいう。
- (3) 工事請負代金債権 公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度について(平成14年12月18日付け国官会第1811号、国地契第59号、国総振第140号)に規定された公共工事に係る工事請負代金債権をいう。
- (4) 事業協同組合等 事業協同組合(事業協同組合連合会等を含む。)、一般社団法人若しくは一般財団法人である建設業者団体又は建設業の実務に関して専門的な知見を有すること、本告示に基づく請負者への貸付事業を確実に実施できる財産的基盤及び信用を有すること等の要件を満たす者として財団法人建設業振興基金(昭和50年7月16日に財団法人建設業振興基金という名で設立された法人をいう。)が被保証者として適当と認める民間事業者をいう。
- (5) 債権譲渡 請負者が事業協同組合等から融資を受けるため、工事請負代金債権を事業協同組合等に譲渡することをいう。
- (6) 工事請負契約約款 公共工事標準請負契約約款(昭和25年2月21日中央建設業審議会決定)に従い、市長が別に定めるものをいう。

(対象工事)

第3条 債権譲渡を承諾することができる工事は請負代金の額が1,000万円以上の工事とする。ただし、次の各号に掲げる工事は除くものとする。

- (1) 債務負担行為及び歳出予算の繰越等工期が複数年度にわたる工事。ただし、次に掲げる工事を除く。
  - ア 債務負担行為の最終年度の工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事
  - イ 前年度から繰り越された工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事
- (2) 市が役務的保証を必要とする工事

- (3) 飛騨市工事等低入札価格調査事務取扱要領(平成19年飛騨市訓令第6号)第4条に規定する低入札価格調査を行った工事
- (4) その他請負者の施工する能力に疑義が生じている等債権譲渡の承諾に不適當な事由がある工事

(債権譲渡先)

第4条 債権譲渡先は、事業協同組合等であつて、請負者への資金供給の円滑化及び下請保護に資する資金の貸付事業を行う者とする。

(債権譲渡の承諾時期)

第5条 債権譲渡の承諾は、当該工事の出来高(第3条第1号アについては、最終年度の工事に係る出来高)が2分の1以上に到達したと認められる日以降でなければ、これを行うことができない。なお、承諾に当たつての当該出来高の確認については、月別の工事進捗率等を記した工事履行報告書(様式第1号)の受領をもって足りることとする。

(譲渡対象となる債権の範囲)

第6条 譲渡対象となる債権の範囲は、工事が完成した場合においては、工事請負契約約款第31条第2項の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び工事請負契約により発生する市の請求権に基づく金額を控除した額とする。ただし、契約が解除された場合においては、工事請負契約約款第50条第1項の出来形部分の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び工事請負契約により発生する違約金等の市の請求権に基づく金額を控除した額とする。

2 債権譲渡の承諾後において、契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には、前項に規定する請負代金額は変更後のものとする。

(債権譲渡の承諾申請)

第7条 債権譲渡の承諾の申請(以下「申請」という。)をする請負者及び事業協同組合等(以下「申請者」という。)は、次の書類により市へ申請するものとする。なお、書類は、契約担当課へ持参するものとし、郵送等による提出は認めない。

- (1) 債権譲渡承諾依頼書(様式第2号) 3通
- (2) 債権譲渡契約証書(様式第3—1号又は様式第3—2号)の写し 1通
- (3) 工事履行報告書 1通
- (4) 発行日から3月以内の請負者及び事業協同組合等に係る印鑑証明書 各1通。ただし、申請書類の提出を受けた日から起算して3月以内に発行された印鑑証明書が既に契約担当課に提出されているときは、当該証明書の提出を省略することができるものとする

る。

- (5) 保証委託契約約款等において、債権譲渡につき保証人等の承諾が必要とされている場合には、当該債権譲渡に関する保証人等の承諾書
- 2 前項の申請は、第5条に規定された日以降でなければ、これを行うことができない。
- 3 第1項の申請を行うときは、次の各号に掲げる要件をすべて満たしていなければならない。
  - (1) 債権譲渡の目的が、事業協同組合等から融資を受けるためのものであり、債権の譲渡先が事業協同組合等であること。
  - (2) 当該債権が第三者による差押え等を受けていないとともに、質権等の権利が設定されていないこと。
  - (3) 当該債権が既に譲渡されていないこと。
- 4 第1項第2号の規定による債権譲渡契約証書は、当該譲渡債権に含まれる債権の種別により、次の各号のとおり使い分けるものとする。
  - (1) 様式3—1を適用するもの 当該工事請負契約にかかる事業協同組合等から請負者への貸付金に関する債権(以下「貸金債権」という。)及び下請負人等から請負者への下請工事代金債権又は資材納入にかかる売掛債権(以下「下請債権」という。)の両方が含まれるとき。
  - (2) 様式3—2を適用するもの 貸金債権のみが含まれ、別に下請負人等の債権の保護に関する特約を付するとき。
- 5 前条第2項の場合において、第1項第1号の債権譲渡承諾依頼書及び同項第2号の債権譲渡契約証書に記載された請負代金額及びこれに基づき算出される債権譲渡額は変更後の額に読み替えるものとする。また、請負者は遅滞なく、債権譲渡先である事業協同組合等に変更後の工事請負契約書の写しを提出して通知しなければならない。

#### (債権譲渡の承諾及び不承諾)

第8条 申請を受理したときは、次の各号に掲げる事項を確認し、申請を受理した日より14日以内(以下「交付期限」という。)に債権譲渡の承諾又は不承諾を決定し、確定日を付した債権譲渡承諾書(様式第4号)又は債権譲渡不承諾通知書(様式第5号)を申請者に2通交付する。ただし、やむを得ない事情で、交付期限までに申請者に対し債権譲渡承諾書又は債権譲渡不承諾通知書を交付できない場合は、その旨を速やかに申請者に連絡するものとする。

- (1) 申請された工事が第3条に規定された工事であること。
- (2) 債権譲渡先が第4条に規定された者であること。
- (3) 債権譲渡額が第6条に規定された額であること。
- (4) 第7条第1項に規定された書類が提出されており、かつ、記載事項等に不備がないこと。

(5) 申請日が第7条第2項に規定された日以降であること。

(6) 第7条第3項に掲げられた要件を満たしていること。

2 前項の規定により、債権譲渡の承諾を決定したときは、債権譲渡整理簿(様式第6号)により債権譲渡の申請及び承諾の状況を整理するものとする。

#### (下請負人等の保護)

第9条 請負者は事業協同組合等から融資を受ける際に、当該工事に関する融資申請時までの下請負人等への代金の支払状況及び当該借入金の下請負人等への支払計画を事業協同組合等に提出するものとする。

2 債権譲渡契約証書は、下請負人等の債権の保護を図る内容を含むものとする。なお、請負者の倒産時等の下請負人等の保護に関しては、請負者及び事業協同組合等が責任を持って行うこととし、市は関与しないものとする。

#### (融資の実行報告)

第10条 請負者及び事業協同組合等は、第8条第1項の承諾を受け金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づき融資が実行された場合には、速やかに連署にて契約担当課に融資実行報告書(様式第7号)を提出しなければならない。

#### (被担保債権)

第11条 譲渡債権は、貸金債権及び下請債権を担保するものであって、事業協同組合等が請負者に対して有するそれ以外の債権を担保するものではない。

2 請負者が、市との工事請負契約を完全に履行し、事業協同組合等が請負者から債権譲渡を受けた工事請負代金を市から受領した場合は、事業協同組合等は、貸付債権への弁済に充当した残額を直ちに請負者に返還しなければならない。

#### (債権譲渡額の請求)

第12条 債権譲渡を受けた事業協同組合等は、確定した工事請負代金の請求に際し、次の各号に掲げる書類を契約担当課に提出するものとする。

(1) 請求書(様式第8号) 1通

(2) 債権譲渡承諾書の写し 1通

(3) 発行日から3月以内の請負者及び事業協同組合等に係る印鑑証明書 各1通。ただし、請求書の提出を受けた日から起算して3月以内に発行された印鑑証明書が既に契約担当課に提出されているときは、当該証明書の提出を省略することができるものとする。

(4) 債権譲渡契約証書の写し 1通

2 債権譲渡が行われた場合には、請負者及び債権譲渡を受けた事業協同組合等は前払金、中間前払金及び部分払金を請求することはできないものとする。

(補則)

第13条 この告示に定めるもののほか、工事請負代金債権譲渡の承諾に係る事務取扱に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成20年10月9日から施行する。

附 則(平成21年3月16日告示第33号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。